

結城市ネーミングライツパートナー募集要項

1 趣旨

本市では、新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化及び市民サービスの継続的な実施を目的として「ネーミングライツ(施設に企業名や商品名などを冠した愛称を命名する権利を付与するもの)」を導入します。

本要項は、ネーミングライツパートナー(契約によりネーミングライツを付与された企業等)の募集について必要な事項を定めるものです。

2 対象施設

次の施設について、ネーミングライツパートナーを募集します。

施設名	所在
結城市民文化センター(アクロス)	結城市中央町二丁目2番地
結城市鹿窪運動公園(かなくぼ総合体育館・野球場・テニスコート・サッカー場)	結城市大字鹿窪1番地
南部中央公園(けやき公園)	結城市新福寺四丁目11番
下り松中央公園(さくら公園)	結城市大字結城6998番地2
市道0109号線の一部及び市道3387号線(駅南中央通り)	別添位置図のとおり

3 応募資格

応募資格を有する者は、法人とします。ただし、次の事項に該当するものは除きます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規程により一般競争入札の参加を制限されている者
- (2) 結城市建設工事請負業者指名停止等措置要領(平成15年結城市訓令第9号)により指名停止等を受けている者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)による破産手続中の者、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中の者又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中の者
- (5) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者
- (6) 政治団体又は宗教団体
- (7) 結城市暴力団排除条例(平成24年結城市条例第3号)第2条第1号から第3号までに掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (8) 指定管理者制度を導入している施設にあつては、現在の指定管理者の事業目的と競合する者(現在の指定管理者及びその関連企業は除く。)
- (9) その他、ネーミングライツパートナーとして不適当であると認められる者。

4 愛称

(1)愛称の条件

ア 市民や施設利用者にとって、親しみやすい・呼びやすいものであり、理解が得られる愛称であること

イ 下表の愛称の条件を満たしていること

施設名	愛称の条件
結城市民文化センター(アクロス)	・愛称に「アクロス」という文言を使用すること。 (例)「アクロス〇〇〇ホール」など
結城市鹿窪運動公園(かなくぼ総合体育館・野球場・テニスコート・サッカー場)	・愛称を付与できる施設は、「かなくぼ総合体育館」、「野球場」、「テニスコート」、「サッカー場」とする。 ・各施設がイメージできる愛称とすること。 (例)「〇〇〇アリーナ」、「〇〇〇スタジアム」、「〇〇〇フィールド」など
南部中央公園(けやき公園)	愛称に「けやき公園」という文言を使用すること。 (例)「〇〇〇けやき公園」など
下り松中央公園(さくら公園)	愛称に「さくら公園」という文言を使用すること。 (例)「さくら公園〇〇〇」など
市道0109号線の一部及び市道3387号線(駅南中央通り)	愛称に「駅南中央通り」という文言を使用すること。 (例)「〇〇〇駅南中央通り」など

※市民や施設利用者の混乱を避けるため、当分の間、正式名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。

(2)使用を禁止する愛称

愛称が次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

カ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3)愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更はできません。

ただし、ネーミングライツパートナーの社名変更などの特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。

5 パートナーメリット

ネーミングライツ契約が成立した場合、当該施設に愛称を付するほか、次のパートナーメリットを得ることができます。

(1)市広報、公式ホームページなどにおける施設名称の記載は、原則として愛称を使用します。

(2)当該施設内外における既存の看板表示を、愛称に変更することができます。

- (3)契約終了年以降の契約継続に関しては、優先交渉権があります。
- (4)その他ネーミングライツパートナーに付する特典については、応募者からの提案を可能とし、別途協議の上、決定するものとします。なお、提案内容によっては、ご希望に添えない場合があります。

6 費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次の表によるものとします。なお、詳細については、双方協議のうえ、契約書等において定めることとします。

区分	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板等の表示変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が作成するパンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更	○	
上記のほか、表示の変更に要する費用		○
愛称の変更があった場合に発生する費用		○
契約解除があった場合に発生する費用		○

- ※1 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関との協議のうえ、変更可能な表示について行うこととします。
- ※2 新規に看板等を設置する場合は、ネーミングライツパートナーからの要請を受けて市及び関係機関で協議することとします。
- ※3 印刷物については、既に作成されているものについては変更せずに使用し、ネーミングライツパートナー決定後に作成するものは、愛称を表示することとします。

7 契約条件

(1)契約期間

原則として3年以上5年以下で、希望する期間を1年単位で提案してください。

(2)ネーミングライツ料

年額(消費税及び地方消費税を含む。)を1万円単位で提案してください。

施設名	年間提案金額
結城市民文化センター(アクロス)	100万円以上
結城市鹿窪運動公園 (かなくぼ総合体育館、野球場、テニスコート、サッカー場)	200万円以上
南部中央公園(けやき公園)	30万円以上
下り松中央公園(さくら公園)	20万円以上
市道0109号線の一部及び市道3387号線(駅南中央通り)	20万円以上

- (3)愛称の使用開始時期は、契約締結後から令和9年4月1日までの間で、優先交渉権者との協議により決定します。
- (4)応募にあたっての費用及び契約締結に係る費用は、応募者の負担とします。

8 スケジュール

内容	期日等
(1)ネーミングライツパートナー募集要項の公表	令和8年6月8日(月)
(2)質問書の提出期限	令和8年6月19日(金) 午後5時まで
(3)質問書に対する回答(予定)	令和8年6月26日(金)
(4)ネーミングライツパートナー応募申込書の提出期限	令和8年7月10日(金) 午後5時まで
(5)選考委員会による書類審査・優先交渉権者の決定	令和8年7月27日(月)
(6)優先交渉者との協議 (愛称の表示場所・看板や案内表示の設置・契約内容等)	令和8年8月3日(月)～ 令和8年9月4日(金)予定
(7)ネーミングライツパートナーの決定・契約締結	令和8年9月中旬予定
(8)ネーミングライツパートナーの公表	令和8年10月下旬予定
(9)看板・案内表示等の変更	令和8年10月下旬～令和9年 3月中旬までの間で、協議によ り決定する
(10)愛称の使用開始	契約締結後～令和9年4月1日 までの間で、協議により決定す る

9 応募方法等

(1)応募方法

別添「結城市ネーミングライツパートナー応募申込書(様式1)」に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、受付期間内に持参又は郵送にて「14 問合せ先」まで提出してください。

なお、書類を提出される前に、必ず市に事前相談を行って下さい。

(2)受付期間

令和8年6月8日(月)から令和8年7月10日(金)まで

・持参の場合は、事前に電話連絡のうえ、市の休日を除く午前9時から午後5時までにお越しください。

・郵送の場合は、令和8年7月10日(金)必着とします。

(3)必要書類

書類	提出部数	備考
①結城市ネーミングライツパートナー応募申込書(様式1)	1部	
②結城市ネーミングライツパートナー応募申込に係る誓約書(様式2)	1部	
③暴力団員などに該当しないことの誓約書兼同意書(様式3)	1部	

④登記事項証明書(会社・法人)の写し	1部	発行から3か月以内のもの
⑤市税又は国税の納税証明書の写し ・市内に事業所等が所在している場合 ⇒市税の納税証明書(未納のない証明書) ・市内に事業所等が所在していない場合 ⇒国税の納税証明書(その3の3)	1部	発行から3か月以内のもの
⑥財務諸表の写し	1部	直近の決算に係る、貸借対照表、損益計算書
⑦会社・事業内容の概要のわかるもの(任意様式)	1部	会社概要・パンフレットなど

(4)質問方法

応募に関して質問がある場合は、令和8年6月19日(金)午後5時までに「結城市ネーミングライツパートナー募集に係る質問書(様式4)」を「14 問合せ先」までEメールにて提出してください。タイトルを「ネーミングライツ質問」としてください。

なお、質問に対する回答は令和8年6月26日(金)までに、質問者の名称等、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある情報を除き、全ての質問とその回答をまとめて市公式ホームページに掲載します。

10 選考方法等

(1)優先交渉権者の選定

関係部局の職員からなる結城市ネーミングライツパートナー選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置し、別に示す「結城市ネーミングライツパートナー選考基準」に基づき、応募者のうちネーミングライツパートナーとしての適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体(以下「優先交渉権者」という。)を選定します。なお、優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合、又は何らかの理由により優先交渉権者が辞退・失格となった場合は、次点の提案者を優先交渉権者とします。

また、応募者が1者の場合であっても、選考委員会を設置し、選考基準に基づき優先交渉権者を選定することとします。

(2)失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになった場合
- イ 応募書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ その他不正な行為があった場合

(3)選考結果の通知及び公表

全ての応募者に対して、結果をEメールで回答することとします。また、優先交渉権者に選定されなかった者については、名称等を公表しないこととします。

(4) 詳細協議

優先交渉権者の決定後、愛称の表示場所・看板や案内表示の設置・契約内容等について、協議を行います。

(5) ネーミングライツパートナーの決定

詳細な協議を経て、本市との間で合意に至った後に、ネーミングライツパートナーの決定となります。

11 ネーミングライツ料の用途

施設等の更なるサービス向上のために必要な事業の財源として充てます。

12 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、市は契約満了を待たずに契約を解除できることとします。その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担することとします。

13 応募・参考資料

- (1) 市道0109号線の一部及び市道3387号線の位置図
- (2) 結城市ネーミングライツパートナー選考基準
- (3) 結城市ネーミングライツパートナー応募申込書(様式1)
- (4) 結城市ネーミングライツパートナー応募申込に係る誓約書(様式2)
- (5) 暴力団員などに該当しないことの誓約書兼同意書(様式3)
- (6) 結城市ネーミングライツパートナー募集に係る質問書(様式4)

14 問合せ先

〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地

結城市 総務部 行革・デジタル推進課 行革・デジタル推進係

電話 0296-34-0436(直通)

E-mail jyouhou@city.yuki.lg.jp